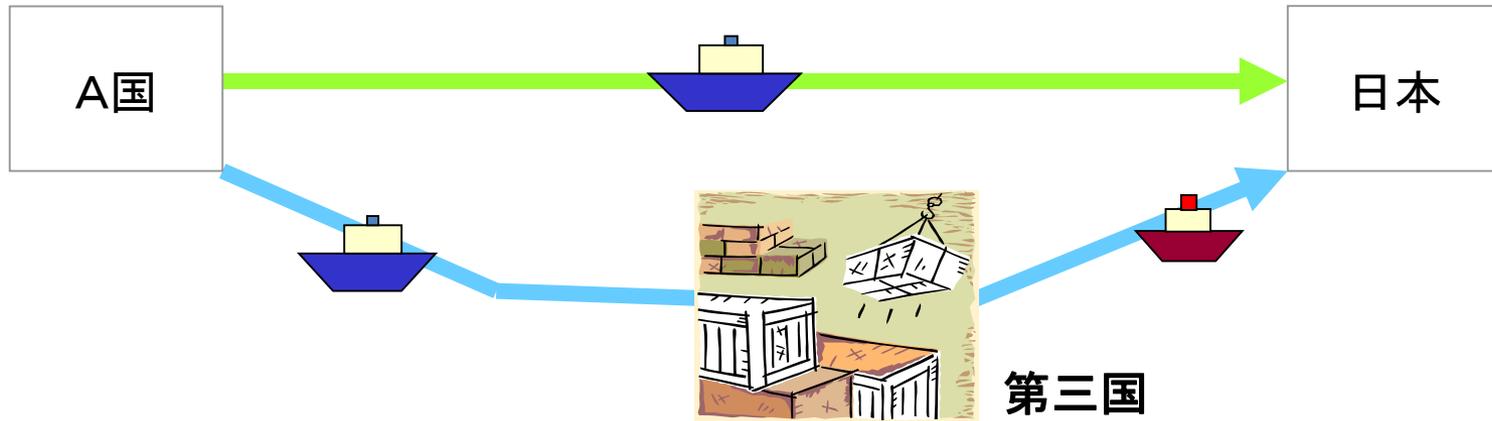


3. 積送基準と手続的要件

積送基準を満たしていること

(= 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと)



条件

- 直接運送されること
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ

手続的要件（＝税関に対して原産地証明書及び（必要に応じ） 運送要件証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと）

原則

①原産地証明書

※日スイス・日メキシコ・日ペルーEPA
については原産地申告制度もあり
※日オーストラリアEPAについては
自己申告制度もあり

を輸入申告時に提出すること

（関税法施行令第61条第4項、8項）

②運送要件証明書

第三国を經由し
日本に運送され
た場合。
①～③のい
ずれかを提出。

- ①通し船荷証券（通しB/L）の写し
- ②積替国の税関、官公署が発給した証明書
- ③税関長が適当と認めるもの

例外

【提出免除】

- ・ 課税価格の総額が20万円以下の貨物（少額特惠）【EPA、GSP】
…原産地証明書及び運送要件証明書の提出免除
- ・ 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた
物品（明らか物品）【GSP】…原産地証明書の提出免除

提出を免除する
のみ。
実際に満たして
いることは必
要！

【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書の提出猶予の取扱いが可能（関税法基本通達68-5-15, 16）

- －災害その他やむを得ない理由がある場合
- －輸入許可前引取（BP）を行なう場合

※日タイEPA
の場合
(Form JTEPA)

ORIGINAL

from (Exporter's business name, address, country) Reference No.

AGREEMENT BETWEEN
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and certificate)
FORM JTEPA

Issued in THAILAND
(country)

2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)

3. Means of transport and route (as far as known)

4. Particulars
"ISSUED RETROACTIVELY,
date of shipment is "

5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages: description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) <small>Page: 1 of 1</small>	8. Origin criteria (See Notice Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1		HS CODE	Pre-	KCS-	
		TOTAL			

11. Declaration by the exporter
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in
THAILAND
(country)
and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to
JAPAN

12. Certification
It is hereby certified, on the basis of documents submitted, that the declaration by the exporter is correct.



Issued in THAILAND
(country)

- 4000 007

Printed and signed by authorized agency

原産地証明書とは

輸入貨物が**特惠税率**を適用しようとする国の**原産品**であることを証明した書類のこと。

適用する特惠税率に適した原産地証明書が必要

GSP→Form A

日タイEPA→Form JTEPA

日アセアンEPA→Form AJ

AGREEMENT BETWEEN
THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and certificate)
FORM JTEPA

Issued in THAILAND
(country)

No.

荷受地が特惠適用国
(タイ)、積込地が第
三国(マレーシア)、
取卸地が日本である。



貨物が特惠適用国から
第三国を経由して
日本まで運送されること
が保証されている。



通しB/Lと認められる。



積送基準を満たし
ていることが証明
された！！

Customs Line ORIGINAL BILL OF LADING (NON NEGOTIABLE UNLESS CONSIGNED TO ORDER)

SHIPPER/EXPORTER DANULIN FREIGHTS S.M. CO. LTD.		BOOKING NO.	BILL OF LADING NO. CLSL1080074
COMMODITY 取卸地(Discharge) 日本(東京)		EXPORT REFERENCES	
NOTIFY PARTY		FORWARDING AGENT REFERENCES	
PRO-CARRIAGE BY		RECEIVED by the Carrier from the shipper	
OCEAN VESSEL VOYAGE NO. FLIGHT NO. ZEIKAN MARU		PORT OF LOADING PENANG MALAYSIA	FINAL DESTINATION
PORT OF DISCHARGE TO KYO, JAPAN		PLACE OF DELIVERY	TYPE
CONTENTS/SEAL NO. & NUMBERS	QUANTITY	DESCRIPTION OF GOODS	
BAGS (in dia) C/T No:1-25	25 CARTONS	Leather Bag TOTAL : TWENTY FIVE CTNS	
		500 Kg	
FREIGHT & CHARGES			
CODE	TARIFF ITEM	FREIGHTED AS RATE	PREPAID COLLECT
			DATE CARGO RECEIVED MAR. 3, 2013
			DATE LADEN ON BOARD MAR. 3, 2013
			PLACE OF BILLS OF LADING ISSUE MAR. 3, 2013
			DATED MAR. 3, 2013
SIGNED BY			

取卸地(Discharge)
日本(東京)

荷受地(RECEIPT)
タイ

積込地(Loadng)
マレーシア

第三国(マレーシア)を経由して
いるので通しB/Lが必要。

運送要件証明書
について
(日タイEPAの例)

経路

タイ
↓(陸路)
マレーシア
↓(海路)
日本

【原産地申告とは】

製品について特定できるよう十分詳細に記述された仕入書、納品書その他の商業文書上に、認定輸出者が作成するもの。協定に規定する原産地証明の一つであり、**原産地証明書**の提出は**不要**となる。

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of **(産品の原産地(Switzerland))** preferential origin.”

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルー EPA

“The exporter of the goods covered by this document (**認定輸出者の認定番号**) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of **(産品の原産地(Peru))** preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)”

※原則これらの文言通りに記載されていること。
英語で記載すること。手書きは不可。

(*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

【日豪EPAの自己申告制度】

日オーストラリアEPA上の原産地に関する証拠書類の種類
 日オーストラリアEPA第3.17条の規定により、

原産地証明書

第三者証明制度によるもの
 (※様式はACCI発給のものとはAIG
 発給のもの2種類あります)

原産地証明書

または

原産品申告書

自己申告制度によるもの

+

原産品申告明細書
 関係書類(契約書、総部品表等)
 原産品であることを明らかにする書類

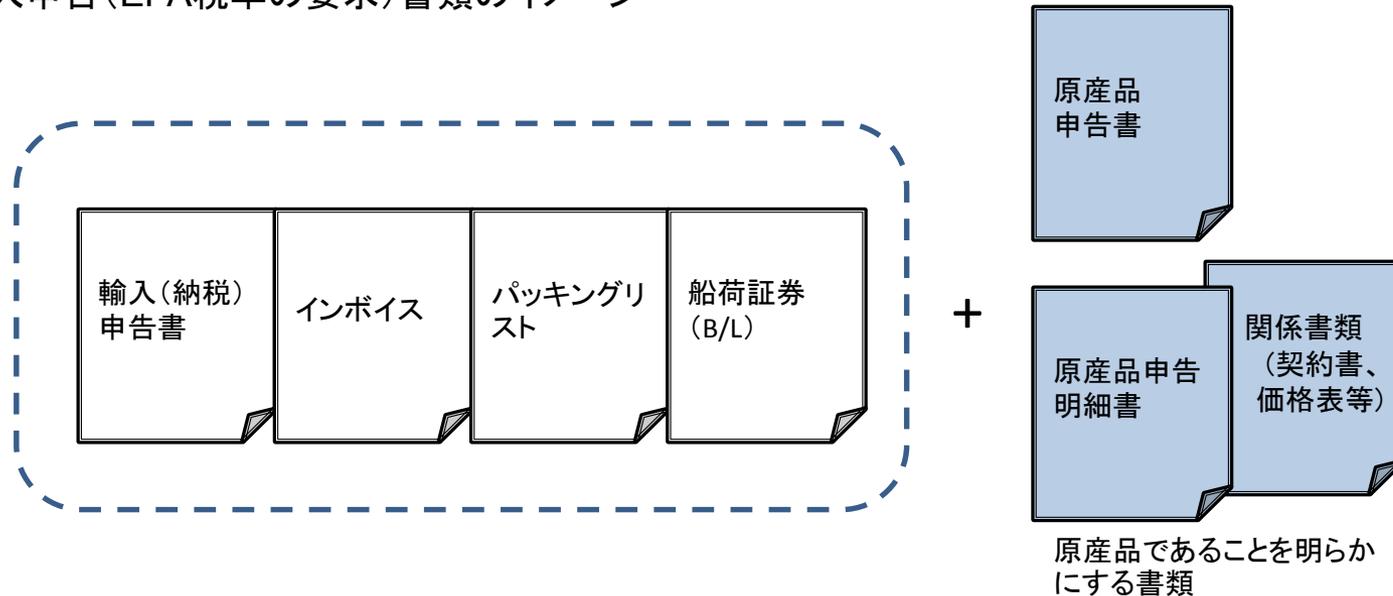
原産品申告書

のいずれかの文書が特惠待遇要求(=日豪EPA税率での申告)の際に提出する証拠書類。

【自己申告制度の具体的な輸入申告方法】

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類を提出する際に使用する書面については、税関様式として定める。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



詳細は、日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き 参照
(<http://www.customs.go.jp/news/news/jikoshinkoku/riyou.pdf>)

「自己申告制度利用の手引き」はこちらから確認できます



(下にスクロール)

ピックアップ

(ピックアップ中)
原産地規則ポータル

①税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「原産地証明手続」をクリックします。



(下にスクロール)

③下にスクロールすると、「自己申告制度利用の手引き」を確認できます。

「不備のある原産地証明書等の取扱い」について

税関HPには、「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」が掲載されています。
 ご不明な点があれば、資料を添えて原産地調査官部門にご相談ください。

記載事項漏れなどの不備がないことが原則です。次回に同様の輸入申告がある場合には、訂正をお願いします。

不備のある経済連携協定(EPA)原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、該協定の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。
 ○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、返戻状であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

平成29年1月1日現在

分類	記載項目	不備の内容	取扱い	
原産地証明書の真実性	申請書共通	明らかな印字の誤り	有効	
		承認以外による記号	原則無効 国名を除き、日付を除いた場合は有効。 (メキシコは記号があれば有効。)	
	様式	指定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一部特恵(GSP)原産地証明書を入力した場合)		と対象以外の規定様式ではない場合には、原産地調査官等に特照してください。
		記載事項が埋められない等によって、漏記、削除又は書きかえられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出		
		有効期間が経過した原産地証明書		訂正その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。
	有効期間の経期	印刷の経期		
		印刷が不明		必要に応じて原産地調査官等に特照してください。
		印刷不可読、印刷番号の脱落		
	輸出者の申請	輸出業者名の脱落		
所属地の脱落			輸出者が申請していることが明らか場合は有効。	
原産国の脱落				
その他	背離票における乗船日の脱落			
	商品名称の文章の脱落 背離票の文章の脱落		有効 原産地証明書の真実性が明らか場合は有効。	
輸出貨物の同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の脱落	有効 取引関係書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、もしくは輸入者が実際に基づいて原産品であることを明らかにできる場合(文章による原産地に関する事前表示を取得している場合を含む。)に限り、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に特照してください。 ※ 特別な規定がある品目に関する記載の脱落又は誤謬がある場合には、原産地調査官等に特照してください。	
	輸出者、輸入者の名称・住所等	輸出業者、住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入業者、住所のインボイスとの相違又は脱落。「To order」の記載が不明		
	インボイス番号等	インボイス番号等の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落(メーカーズインボイス番号等の記載を含む)		
		インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 第三国インボイスに関する形跡及び第三国インボイス発行番号、住所の相違又は脱落		
	数量又は数量等	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
包装の形跡、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイスとの相違又は脱落(※)			
貨物の原産性	申請書(「スイスは記号不要」)	輸入申告における適用措置との相違	原則無効 ただし、輸入者が実際に基づいて原産品であることを明らかにできる場合、(文章による原産地に関する事前表示)を取得している場合は有効。 国名を除き、日付を除いた場合は有効。 (メキシコは記号があれば有効。)	
		国名	国名を除き、日付を除いた場合は有効。 (メキシコは記号があれば有効。)	
	特恵基準(シンガポール及びメキシコは記号なし)	指定の形跡付荷票による記号	有効 国名を除き、日付を除いた場合は有効。 (メキシコは記号があれば有効。)	
		特恵基準(AGI、AGI及び材料に関する記載を含む)の脱落 特恵税率等の脱落	有効 原産地申告であることが明らか場合は有効。	
【原産地申告(日スイス、日ペルー及び日メキシコ協定)】				
真実性	認定輸出者にかかる申告文	認定業者又は原産地の脱落・脱落	有効	
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		認定申告文との相違な相違	有効 原産地申告であることが明らか場合は有効。	

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合 (日ベトナム協定)

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):	5. Preference criteria	6
FROZEN SHRIMP HS: <u>1605.29</u>	"CTC"	2

HS番号が相違
(申告HS 0306.17)

ベトナムから冷凍エビを輸入する。

HS 0306.17で申告予定(適用税番)。

取得した日ベトナム協定原産地証明書を確認したところ、

HS番号が1605.29と記載され(記載税番)ており、適用税番と相違していた。

理由を確認したところ、当該貨物は打ち粉をしたエビであり現地では調製品として16類と記載されたが、粉付きが不十分なものとして03類で申告することとなったため。

品名、重量等その他記載事項に不備はない。

有効な原産地証明書として認められるか。

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合 (日ベトナム協定)

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s):	5. Preference	6
FROZEN SHRIMP	"CTC"	2
HS: 1605.29		

CTC: 品目別規則を満たす産品

HS番号が相違
(申告HS 0306.17)

HS番号の相違は**原則無効**であるが、輸入者が**資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は有効**と取り扱う。

→ 特惠符号(CTC)から品目別規則を満たす産品であることがわかる。

→ 資料(文書による事前教示、材料表等)から**HS 0306.17の品目別規則を満たしていることを証明**できれば、原産品であることを明らかにできる。

参考

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
	付加価値基準	付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	関税分類変更基準	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
	品目別規則を満たす産品	付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	加工工程基準	加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料		—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(例) 記載HS番号が適用HS番号と相違する場合 (日ベトナム協定)

(材料表を用いて明らかにした例)

ZEIKAN SHOJI CO.,LTD

FROZEN SHRIMP

<材料一覧>

材料	HS CODE	原産国
エビ		ベトナム
打ち粉		ベトナム
食塩	25.01	タイ
調味料	21.03	タイ

日ベトナム協定 03類品目別規則:
CC(他の類の材料からの変更)



非原産材料(ベトナム以外の材料)は
3類以外であればよい!



非原産材料は全て**3類以外**であり、
品目別規則を満たす。



当該エビはベトナムの原産品と認められるため、
原産地証明書のHS番号が相違していても、**特惠適用が可能!!**

(注意) 上記は一例であり説明の都合上簡易化したものである。どのような資料を用い、どの程度の情報の記載を要するかは個別判断となるが、原則**全ての材料について、品目別規則を満たしていることを明らかにする必要がある**。また**品目別規則に抵触する可能性が高い材料は、HS番号や原産国等について判断の参考となる記載が必要となる**こともある。なお、文書による原産地に関する事前教示を取得している貨物であれば追加資料は要さず、原産品であることを明らかにしたものと認められる。